



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ニチダイ
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊藤 直紀
(コード：6467、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 酒井 学
電話番号 0774-62-3481

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

2025 年 5 月 21 日開催の同取締役会にて同じく決議された譲渡制限付株式報酬制度の導入に備えて、当社株式を市場より調達するためであります。ただし、譲渡制限付株式報酬制度の導入は、2025 年 6 月 24 日開催予定の当社第 58 期定時株主総会において同制度に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 取得に係る事項の内容（予定）

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	40,000 株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.44%)
(3) 株式の取得価額の総額	10,000,000 円を上限とする
(4) 取得期間	2025 年 5 月 22 日～2025 年 7 月 16 日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考) 2025 年 5 月 21 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	9,051,104 株
自己株式数	2,196 株

以上